

老齢基礎年金の請求は原則65歳になってから！

年金は、自分で年金を受けるための手続き（年金請求）を行わなければ支給されません。

老齢基礎年金の支給は原則65歳からとなっています。65歳のお誕生日前に日本年金機構から老齢基礎年金の請求書類が送られてきます。老齢基礎年金の請求の手続を行えるようになるのは原則として65歳のお誕生日の前日からとなります。

みんなの 国民年金



老齢基礎年金の繰り上げ、繰り下げ請求も可能です！

老齢基礎年金は原則として65歳から支給されますが、希望すれば60歳から繰り上げて（早くに）請求することができます。また、逆に70歳まで繰り下げて（遅らせて）請求することもできます。繰り上げ請求する場合は、請求する年齢等により一定の割合で減額され、繰り下げ請求の場合は加算されます。（下記の表をご覧ください）

■昭和16年4月2日以降に生まれた方の繰り上げ、繰り下げ請求の支給率

繰り上げ請求		繰り下げ請求	
年 齢	支 給 率	年 齢	支 給 率
60歳0か月～60歳11か月	70～75.5%	66歳0か月～66歳11か月	108.4～116.1%
61歳0か月～61歳11か月	76～81.5%	67歳0か月～67歳11か月	116.8～124.5%
62歳0か月～62歳11か月	82～87.5%	68歳0か月～68歳11か月	125.2～132.9%
63歳0か月～63歳11か月	88～93.5%	69歳0か月～69歳11か月	133.6～141.3%
64歳0か月～64歳11か月	94～99.5%	70歳0か月	142%

※繰り上げ請求は1か月につき0.5%減り、繰り下げ請求は1か月につき0.7%増えます。

※昭和16年4月1日以前に生まれた方の支給率は上記の表とは異なります。

◆繰り上げ請求（65歳になる以前に支給）の注意点

- ・繰り上げ請求を行った場合、支給される年金額は生涯減額されます。
- ・65歳までは他の年金が支給停止になります。
- ・遺族厚生（共済）年金を受けている方は65歳まではどちらかの選択になります。
- ・障害のある方は繰り上げ請求をした後に程度が重くなっても障害基礎年金は請求できません。

- ・国民年金の任意加入はできなくなります。
- ・寡婦年金の受給権が消滅します。

◆繰り下げ請求の注意点

- ・加入期間が国民年金のみの人が繰り下げ請求を希望する場合は、66歳以降の請求時点で必ず繰り下げの申し出をしてください。

～ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう！ ～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民健康課町民窓口グループ (☎2-2453)
 函館年金事務所 国民年金課 (☎0138-56-1165)

デリカ(惣菜)スタッフ

【給与】時給730円～
 【時間】8:00～13:00

チェッカー(レジ係)

【給与】時給740円～
 【時間】9:00～14:00

青果担当スタッフ

【給与】時給730円～
 【時間】8:30～13:30

ラルズマート長万部店 スタッフ大募集!!

ARCS GROUP

ノルマ等は一切なく、サポート
 体制も万全なので安心です。

応募方法▶ 電話連絡の上、写真付履歴書をご持参ください。



(有料広告)

勤務 シフト制(週3～5日)
 交通費規定支給、
待遇 制服貸与、雇用保険
 労災保険、車通勤可
 勤務先:北海道山越郡長万部町字長万部452番地

ラルズマート長万部店 01377-2-5211 (株)道南ラルズ
 担当:工藤

希望職種を確認の上
 お気軽にご連絡ください!